（利用権の裁定の通知等）

第八十六条　法第四十一条第三項の規定による通知は、同条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面でするものとする。

2　法第四十一条第三項の規定による公告は、当該裁定に係る農地の所有者等に係る情報及び同条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（措置命令書の記載事項）

第八十七条　法第四十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　法第四十二条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収することがある旨

2　法第四十二条第三項の規定による公告は、前項各号に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（支障の除去等の措置に係る費用負担）

第八十八条　市町村長は、法第四十二条第四項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該農地の所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（農作物栽培高度化施設を設置するための届出）

第八十八条の二　法第四十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一　届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）

二　届出に係る土地の所在、地番、地目、面積及び所有者の氏名又は名称

（利用権の裁定の通知等）

第八十六条　法第四十三条第三項の規定による通知は、同条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項を記載した書面でするものとする。

2　法第四十三条第三項の規定による公告は、当該裁定に係る農地の所有者等に係る情報及び同条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項各号に掲げる事項につき、都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（措置命令書の記載事項）

第八十七条　法第四十四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　法第四十四条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収することがある旨

2　法第四十四条第三項の規定による公告は、前項各号に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（支障の除去等の措置に係る費用負担）

第八十八条　市町村長は、法第四十四条第四項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該農地の所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（新設）

三　届出に係る施設の面積、高さ、軒の高さ及び構造

四　届出に係る施設を設置する時期

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第四号に掲げる図面については、農作物栽培高度化施設の底面とするために既存の施設の底面をコンクリートその他これに類するもので覆うときは、当該図面を添付することを要しない。

一　申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

二　土地の登記事項証明書

三　届出に係る施設の位置、当該施設の配置状況及び次条第四号において掲げる標識の位置を示す図面

四　届出に係る施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがないものとして農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準に適合するものであることを明らかにする図面

五　農作物の栽培の時期、生産量、主たる販売先及び届出に係る施設の設置に関する資金計画その他当該施設で行う事業の概要を明らかにする事項について記載した営農に関する計画

六　次に掲げる要件の全てを満たすことを証する書面

イ　届出に係る施設における農作物の栽培が行われていない場合その他栽培が適正に行われていないと認められる場合には、当該施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

ロ　周辺の農地に係る日照に影響を及ぼす場合、届出に係る施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合その他周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合には、適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。